

平成 25 年 4 月 1 日

公益社団法人日本監査役協会
日本公認会計士協会

「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定
に関する意見書」の公表に伴う
監査役等と監査人とのより一層の連携について

近時の企業による不正な財務報告事例を受け、先般、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」が、企業会計審議会から公表されました。

監査における不正リスク対応基準は、上場企業等に対する監査において、特に監査人が行うべき監査手続等を整理したものです。この基準では、不正による重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続の明確化が図られるとともに、監査人は監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じて適切に監査役等¹と協議する等、監査役等との連携を図ること等が明記されています。さらに、監査役等と監査人との連携は不正が疑われる場合に限らず重要であると考えられることから、監査基準においてもその連携が明記されました。

日本監査役協会と日本公認会計士協会は、共同研究報告の公表及び各会における実務指針等の作成・浸透を通じて、監査役等と監査人の連携を進めて参りましたが、このたびの企業会計審議会における審議の経緯や監査基準等の改訂の趣旨を深く認識し、監査実務における監査役等と監査人の連携に一層努め、監査役等及び監査人のそれぞれの職責を誠実に果たしていくよう努めて参ります。

また、意見書でも指摘されているとおり、不正な財務報告への対応は、監査手続等の充実とともに、企業におけるコーポレート・ガバナンスのあり方の検討などを含めた幅広い観点からの取り組みが重要であることから、日本監査役協会と日本公認会計士協会は、引き続き我が国の企業のコーポレート・ガバナンスの健全な発展に努め、寄与して参る所存です。

以上

¹ 監査役若しくは監査役会又は監査委員会の総称